平成２３年（フ）第２０４６号
さいたま市中央区上峰３丁目７番15―302号、旧住所さいたま市中央区上峰４丁目２番９号クレスト与野本町202号
債務者　丸山　　剛
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８５号
千葉県木更津市桜井新町２丁目13番地８　第２諏訪荘32
債務者　皆徳　幸夫
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１８６号
千葉県富津市富津2172番地、住民票上の住所千葉県富津市青木411番地４
債務者　渡邊　繁代
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１８８号
千葉県木更津市清見台南４丁目11番11号
債務者　壽山　浩美
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第２５０号
新潟県南魚沼市小木六176番地
債務者　田村　浩幸
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２５７号
新潟県長岡市長倉南町370番地４
債務者　岸田　智子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２６７号
新潟県長岡市平島３丁目254番地
債務者　鈴木　裕美
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２７０号
新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢2494番地
債務者　柳沼　　明
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第４７４号
愛知県岡崎市西本郷町字和志山193番地
債務者　清水　　亮
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３８７号
兵庫県相生市若狭野町福井403番地の３
債務者　秋山　峰和
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３８８号
兵庫県相生市若狭野町福井403番地の３
債務者　秋山佐智子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４２５号
兵庫県神崎郡市川町神崎873番地の11
債務者　三村　周平
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７４１号
兵庫県姫路市広畑区高浜町３丁目64番地　藤岡マンション
債務者　大和田文子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７４２号
兵庫県加古川市野口町長砂76番地の11　グランヴィラⅠ―303号
債務者　増田　宏幸
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６５２号
さいたま市北区吉野町１丁目349番地４　クリスタル吉野町203
債務者　大友真由美
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８６０号
さいたま市大宮区三橋２丁目875番地
債務者　飯井　孝吉
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９１９号
埼玉県南埼玉郡宮代町川端３丁目８番６号　レオハイツ213号、旧住所埼玉県東松山市大字野田1256番地17
債務者　青谷英美子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９８５号
さいたま市南区南浦和３丁目18番13―201号
債務者　宮本　延之
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係